別記様式第1号(第四関係)

# **吾妻地区活性化計画**

栃木県·佐野市

平成22年6月

#### 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 吾妻地区活性化計画

都道府県名 栃木県 市町村名 佐野市 地区名(1) 吾妻地区 計画期間(2) 平成22年度~平成26年度 →

#### 目 標:(3)

幹線排水路の整備により、吾妻排水機場への排水を容易にし、排水機の機能が十分に発揮されることで、水田の汎用化による農業経営の改善・安定を図る。当地域の農家戸数を平成22年度367 戸に対して、平成26年度318戸の49戸減に留めることを目標に掲げ定住化を促進する。過去5ヵ年のデータから、年々増加する本市の農家人口減少率13.4%を上回らないことを目指す。

#### 目標設定の考え方

#### 地区の概要:

本地区は、栃木県佐野市の南東部に位置し、渡良瀬川(利根川水系一級河川)等の氾濫により形成された沖積地帯である。地形は、平坦であり、平地農業地域となっている。農作物については、米、麦、野菜等を中心とした複合経営である。

#### 現状と課題

本地区の農業の重要な役割を果たすひとつの幹線排水路は昭和31年に整備された。一部は土水路であるが、経年変化により法面が崩れ、その結果河床が上昇し排水断面不足をきたし、 湛水被害が生じ営農に支障をきたしている。耕作条件の悪化により、農家の営農意欲の減退や、農地の維持管理不足なども懸念され、農業用排水路の整備が喫緊の課題となっている。

#### 今後の展開方向等(4)

幹線排水路L=715m(既設利用区間含む。)を整備して、農業用排水路施設の機能を確保することで、生産性の高い農業基盤を確立し、農家所得の向上、維持管理費の節減を図り、当地域の定住化を促進する。

# 3 活性化計画の区域(1)

五事协区(振士俱佐昭士)	区域而往 ( 2)	7 4 8 h a   I	
吾妻地区(栃木県佐野市)	区域面積(2)	/ 4 6 H d	
区域設定の考え方 (3)			
法第3条第1号関係: 当地区面積のうち、約47%を農地が	占め、農業従事者が約19%である。		
法第3条第2号関係: 農家戸数の減少、農業者の高齢化傾	向を改善するため、農業基盤の整備を	 実施し、農家所得の向上、生産性の向_	 上等をさせることで、安定し
た農業経営を行い、定住化を進めるこ			
法第3条第3号関係:			
当該区域は、用途指定区域を除いて	おり、市街地を形成している区域は含ん	でいない。	

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第 3号イ·ロ·八·ニ の別(3)	備考
佐野市	吾妻地区	基盤整備(農業用用排水施設)	佐野市土地改良区	有	イ	H22 ~ H23

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

ľ	該当なし	
ı		

# 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

(「)やは成曲の方にアッと上で(成件が注音するだとかが、コード音(ア)													
		地目		新たに権利を取得するもの		既に有し	っている権利に	基づくもの	土地の利用目的				
						土地所	有者		土地戶	所有者	農地(2)	市民農園施設	
土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(㎡)	権利の 種類( 1)	氏名	住所	権利の 種類( 1)	氏名	住所	市民農園整備 促進法法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別( 3)	備考
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号八)(4)

( = / ·  - D 0/DQE		, , , , <sub>,</sub>		() / U J.		317 · 37 1/ \ · /		
整備計画	種別(	5)	構造(	(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計	該当なし							

(3)開設の時期	(農林水産省令第2条	第4号二)
該当なし		

### 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事項	内 容	備考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	該当なし	
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	該当なし	
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は 移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の 条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項( 7)		

_6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)	
農業従事者の減少、高齢化、後継者不足のなか、農家戸数を最小限に留め、その達成状況を農家台帳を基に確認する。	
また、第三者の意見を徴収し公表する。県は、佐野市の評価について妥当性を確認する。	